

甘楽町文化会館イベント・行事開催における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月11日

1. はじめに、

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大予防と文化会館事業の両立を進めるため、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が示した「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」等をもとに、地域の活性化と文化振興の役割を果たす文化会館における公演・イベント・行事等の実施に向けた基本的考え方や留意事項などを定めるものとする。

なお、このガイドラインは、感染症の動向、対処方針等の改定を踏まえて、甘楽町新型コロナウイルス感染症対策本部により、適宜、見直しを行うものとする。

2. 感染防止の基本的な考え方

施設管理者、公演主催者は、施設の特性や公演の規模や態様を踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該館の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）、公演を鑑賞等するために来場する者（以下「来場者」という。）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。）等への新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底した取り組みに努めるものとする。

3. 施設管理者が講ずる具体的な対策

（1）リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、館の職員等や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講じる。

また、実施事業によっては、大規模な人数の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価を行う。

① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価として、他人と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、音響機材、蛇口等、手すり等）に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等を評価する。

③ 集客施設のリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるかどうか、県境を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

(2) 施設内の各所における対応策

施設管理者は、リスク評価（①②）を踏まえ、当該施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、公演主催者への要請や来場者への周知を図る。

① 施設内

- ・施設の開館の際には、施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行い、施設内の換気について十分な対応を行う。
- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また、公演主催者と調整のうえ、公演中も定期的に適切な換気を行う。
- ・施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置し、不足が生じないように定期的な点検を行う。また、必要であれば入口数を制限することを検討する。

② 大ホール（公演会場）入口

- ・公演主催者に対し、手指消毒用の消毒液を設置するよう要請する。
- ・会場入口の行列は、最低1m（できる限り2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。

③ チケット窓口

- ・対面で販売を行う場合、アクリル板やビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努める。
- ・チケット窓口の行列では、最低1m（できる限り2mを目安に）の間隔を空けた整列を促

す等、人が密集しないよう工夫する。

- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用し、アクリル板やビニールカーテン越しに行く。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討する。

④ ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう、表示や館内放送等により促す
- ・ 公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。
- ・ 常時換気に努める。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

⑤ 会議室、リハーサル室、展示スペース等

- ・ 常時換気に努める。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 会場定員を踏まえ、利用者が密にならないように入場制限等を実施する。

⑥ 楽屋、控室

- ・ 常時換気に努める。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

⑦ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 混雑が予想される場合は、最低1m（できる限り2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す表示をする。

(3) 職員等の安全確保における対応策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数にするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・ 出勤前の検温や健康記録を励行し、特に37.5度以上の発熱や息苦しさ、強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。

(4) 来場者への周知・広報

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

(5) 保健所との関係

施設における感染予防策及び感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携を図れるよう所轄の保健所との連絡体制を整えておく。

4. 公演主催者に協力を求める具体的な対策

公演主催者が講ずるべき具体的な対策は、公演時の地域における新型コロナウイルスの感染状況により、下記の対策を講じるものとする。

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分な協議を行う。

※施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講ずるものとする。

○公演前の対策

(1) 入場制限

- ・公演主催者は公演の企画にあたって、密集を回避するよう、方策や密な状況が発生させない工夫の導入を検討し、以下の手段を参考に取り組むこと。
 - －開場・休憩時間の延長
 - －入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
 - －入場待機列の設置
 - －日時や座席の指定予約による人数調整
 - －大人数での来館の制限 等
- ・来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討する。
- ・高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

(2) 来場者との関係

- ・公演ごとに来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めること。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等へ提供され得ることを事前に周知を行うこと。

- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知する。

(3) 公演関係者との関係

- ・ 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成すること。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等へ提供され得ることを事前に周知を行うこと。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた対応方針をスタッフ全員に周知徹底をはかること。

○公演当日の対策

(1) 周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力のうえ、来場者に対し以下について周知すること。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること
発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

(2) 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、来場者へ入館制限を実施する。
 - ー 来館前に検温を行い、37.5度以上（又は平熱比1.0度超過）の発熱があった場合
 - ー 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ー 過去14日以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。
- ・ パンフレット、チラシ、アンケート等の手渡しは、極力避けること。
- ・ プレゼント、差し入れ等は、控えるよう呼びかけること

(3) 大ホール（公演会場）内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めること。
- ・ 座席は原則として指定席にし、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努める。
- ・ 座席の最前列席は舞台上から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、または距離を置くことと同等の効果を有する措置等）を

講じること。

- ・場内での会話、また公演中の来場者同士の接触は控えるよう周知する。
- ・来場者と接触するような演出（声援の惹起をする、来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は、行わない。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めること。

（４）公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数とすること。
- ・各自検温を行うこととし、37.5度以上（又は平熱比1.0度超過）の発熱がある場合には自宅待機とし、さらに下記の症状がある場合も自宅待機とするよう協力要請を行う。
発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況の把握に努めること。
- ・表現上困難な場合を除き、原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとり、公演前後の手指消毒を徹底するよう努めること。
- ・楽屋等では、使い捨ての紙皿・紙コップを使用すること。
- ・機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限するよう努めること。
- ・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努め、感染防止対策を図ること。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合は、保健所等に協力し、必要な情報提供を行うこと。

（５）感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに別室へ隔離を行う。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- ・速やかに施設管理者、医療機関及び保健所へ連絡し指示をうけること。

（６）来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行うこと。
- ・出待ちや面会等は控えるよう呼びかけること